

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）
（うち一部を農林水産省と連携して実施） （平成27年度概算決定額）【5,300百万円の内数】

～第4次環境基本計画に基づく「低炭素」・「循環」・「自然共生」の統合的達成のため、関係府省とも協力しつつ、地域主導による事業化計画策定から設備等の導入までの包括的支援プログラムを提供～

(1) 地域主導による事業化計画策定・FS調査事業のうち
地域のニーズや特性を活かした地域協働による

低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS調査事業

- 補助対象者：民間団体等＜当該団体から、地方公共団体、民間団体等へ間接補助＞
- 事業概要：地方公共団体実行計画等に位置づけられた事業の設備等導入に向けた事業化計画策定・FS調査を支援
- 事業実施主体：地方公共団体、民間団体等
- 補助率：1/2、定額

(2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）等に基づく再エネ・省エネ設備等導入支援事業のうち実行計画等に位置づけられたフラグシップ的な事業の支援

- 補助対象者：民間団体等＜当該団体から、地方公共団体、民間団体等へ間接補助＞
- 事業概要：地方公共団体実行計画等に位置づけられた事業に係る設備等導入への支援
- 事業実施主体：地方公共団体、民間団体等
- 補助率：1/2、2/3、定額
- 補助対象：再生可能エネルギーによる発電・熱利用等の設備（FIT併用不可）

(注) 両事業とも、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実施計画（区域施策編）に位置づけられた又は将来的に位置づけられる予定の取組に関連する事業が対象。
また両事業とも、農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画に位置づけられた又は将来的に位置づけられる予定の事業も対象。

お問い合わせ先：農林水産省連携部分：食料産業局再生可能エネルギーグループ（03-6744-1507）
GPP事業全般：環境省総合環境政策局環境計画課（03-5521-8234）

＜農山漁村における再生可能エネルギーの導入に関するGPP事業の想定される活用例＞

GPP事業はFITを活用するか否か（例えば、自家利用の場合及びFITを活用せず相対で新電力に売電する場合等）が未定の場合、農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画に位置づけられる予定の再生可能エネルギー電気の発電事業に係る調査や計画作成等に活用することが可能。活用例として、例えば以下の場合が想定される。

- 食品残さや家畜排せつ物によるバイオマス発電からの電気と熱を活用して、CO₂排出削減に資する生産を行い、生産した農産物等は食品残さや家畜排せつ物の提供元に販売するとともに消化液から製造した液肥を低価格で近隣農家に提供することにより、食品リサイクルや耕畜連携を推進する取組。
- 木質バイオマス発電事業者が、燃料として地域の未利用材等を林業者から安定的な価格で買取ることで林業の活性化に寄与するとともに、木質バイオマス発電設備で併産される熱を隣接する植物工場の暖房に供給することにより燃料高騰の影響を受けにくい経営構造の転換に資する取組。
- 風力発電設備や小水力発電設備等の電気を隣接する加工・貯蔵施設に供給し、地元特産品を利用した新商品を製造することにより、当該施設のCO₂排出削減や利用者の冷蔵設備や照明器具等の電力費用負担軽減を図る取組。＜活用例1参照＞
- 風力発電設備や太陽光発電設備の電気を地域で利用することでCO₂排出削減に資するとともに、売電収入の一部を支出して発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行うことにより、農業の生産性向上に資する取組。

また、農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画に位置づけられる事業でなくても、発電した再生可能エネルギー電気の自家利用や、再生可能エネルギー熱の利用等の次のような取組に活用可能。

- 付加価値を求める実需者のニーズに応じ、地域の再生可能エネルギーや地域の企業の技術力を活用して、CO₂排出削減に資する生産方式等により農林水産物やこれを活用した食品・製品の製造・販売等を行おうとする取組。＜活用例2参照＞

農山漁村再生可能エネルギー活用のGPP活用例(ソフト事業)

地域の特産品と再生可能エネルギーの活用による新商品づくりを通じたCO₂削減及び農林漁業経営の改善の促進

風力発電設備や小水力発電設備等で発電する電気を隣接する加工・貯蔵施設等に供給し、地元特産品を利用した新商品を製造する取組について、再エネ発電設備の規模、仕様を定めるための導入可能性調査、資金計画や事業化計画策定等を支援する。

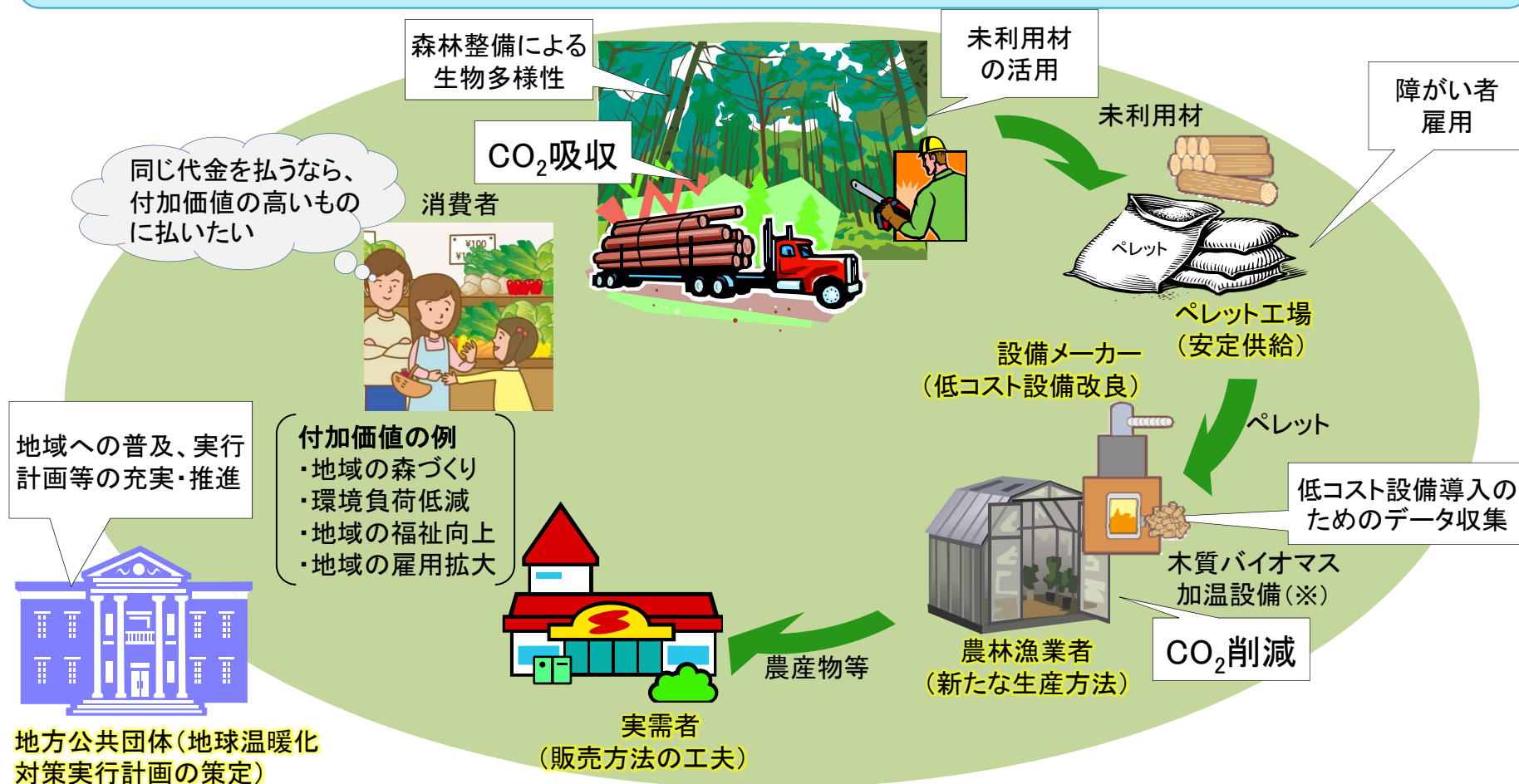


※ ハード事業については、エネルギー起源CO₂の削減に直接資する設備の導入に要する経費が支援の対象。

農山漁村再生可能エネルギー法を活用しないGPP事業活用例(ソフト事業)

地域内の再生可能エネルギー熱の活用によるCO₂排出削減及び農産物等の付加価値向上の取組推進

地方公共団体の地球温暖化対策実行計画や生物多様性地域戦略等の環境に係る計画に位置づけのもと、導入を検討する再生可能エネルギー設備の規模、仕様、資金計画、未利用材の賦存量及び雇用創出効果、消費者の求める農産物の付加価値等の調査・事業化計画の策定、データ(熱需要等)の収集等を支援する。なお、支援対象となるのは法人格を有する者のみ。



※ ハード事業については、木質バイオマス加温設備や併せて取り組むペレット製造設備の導入に要する経費が支援の対象。

平成27年度予算(案)額
5,300百万円(5,300百万円)

先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業 (グリーンプラン・パートナーシップ事業)

背景・目的

- 第4次環境基本計画では、目指すべき持続可能な社会の姿として、「低炭素」「循環」「自然共生」の統合的達成を挙げている。この実現のため、各種基盤情報の整備や地方公共団体による計画策定とそれに基づく低炭素地域づくり事業について、事業形成段階の支援から事業計画の策定・FS調査、再エネ・省エネ設備の導入までの包括的支援プログラムを提供し、低炭素・循環・自然共生地域の統合的達成を具現化する。

事業概要

(1) 地域主導による事業化計画策定・FS調査支援

- ① 地域のニーズや特性を活かした地域協働による低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS調査(間接補助)
- ② 里地里山等地域の自然シンボルを保全した自然共生型低炭素地域づくり事業(間接補助)
- ③ エコタウンにおける資源循環社会と共生した低炭素地域づくりのための事業化計画の策定・FS調査(補助)

(2) 地方公共団体実行計画等に基づく再エネ・省エネ設備等導入支援事業

- ① 実行計画等に位置づけられたフラグシップ的な事業の支援(間接補助)
- ② 自然公園における低炭素・自然共生型地域づくり事業の支援(間接補助)
- ③ 里地里山等地域の自然シンボルを保全した先導的な低炭素地域づくり事業の支援(間接補助)

※(1),(2)とも農山漁村再エネ法の基本計画に位置づけられる事業も支援(農林水産省と連携)

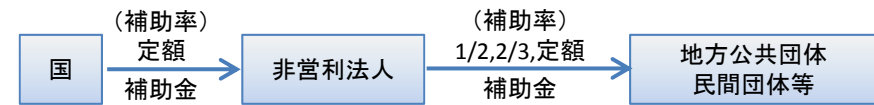
(3) 地域主導型事業形成支援事業

- ① 再生可能エネルギーの基盤情報整備事業(委託)
- ② 地域主導による再生可能エネルギー等事業化計画策定・FS調査事業(委託)
 - (ア) 自然公園における再生可能エネルギー等の導入事業に関する計画の策定・FS調査(委託)
 - (イ) 地域主導型再生可能エネルギー等事業化検討・事業化計画策定業務(継続事業分)(委託)
- ③ 地域の中小・零細企業、金融機関への専門家派遣・研修等事業(委託)

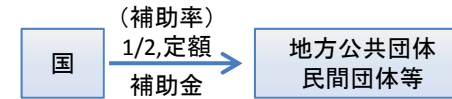
事業目的・概要等

事業スキーム

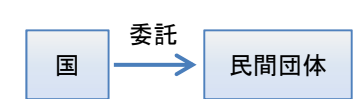
<間接補助事業> (1)①,②,(2)①,②,③



<補助事業> (1)③



<委託事業> (3)①,②,③



支援対象事業のイメージ

○低炭素設備導入を地域に広げる枠組みがある事業

【例】公共施設等を低炭素化し、具体的な普及啓発等により地域に取組を広げる事業



○事業による低炭素設備の導入によって地域の課題(生物多様性、環境教育、地域おこし等)の解決が図られる事業

【例】バイオマス資源を地域で活用し、里山の保全を図る事業



○事業が地域的(面的な広がりを持つ)取組に基づくもの

【例】街区単位でのエネルギー利用や、交通の低炭素化事業



期待される効果

- 地域における自律的・持続的な低炭素化事業の推進
- 地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率向上、内容充実
- 地域特性に応じた低炭素・循環・自然共生の統合的達成モデルの具現化